

「（仮称）山口のふるさと産業を振興する条例（素案）」に対するご意見及びこれに対する考え方

意見提出者2名、提出意見10件

項目	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
全体に対するご意見	<p>○市場においては、自由に均衡することを認識すべきである。良い物は需要があり悪い物は淘汰される。特に2・3次産業においては競争が必要である。</p> <p>○技術力のある企業は市外、県外のものも販路を拡大すべきであり、地産地消の名の下で囲い込めば、他地域からも同じ扱いをされて、販売地域を狭くすることにもなりかねず、損なうことにならないように。</p> <p>○規制や保護ではないという言い訳は必要ない。市民が求める生産物の「地産」が可能な条例であってほしい。</p> <p>○1次産業は、自然条件によって生産が制約されるなど、地産地消は有効な点もある。</p> <p>○地域事情で、保護や育成が必要な分野においては、政策や行政運営でその効果を発揮することがまず必要である。</p>	<p>○経済活動における自由競争の必要性は、御指摘のとおりであると考えます。</p> <p>市内産品等の地元消費及び活用（地域内循環）については、地域経済活性化の一つの考え方であり、それぞれが市内産品等の地元消費及び流通拡大に取り組み、これを支援することが本条例の趣旨であり、自由な経済活動を制限するものではないと考えております。</p> <p>御意見のとおり、事業者は自らの創意工夫及び自主的な努力が基本であることから、第2条の条文中に位置づけることとしております。</p> <p>○御意見のとおり、1次産業の振興には、地産地消の取り組みが、大切であると認識しています。</p> <p>○御指摘を踏まえ、地域事情による保護や育成の考え方については、議会としても、今後の議案審査や所管事務調査に反映して参ります。</p>
前文		
第1条 目的	<p>○「市、事業者及び関係団体の責務並びに市民の役割を」を、「市、事業者及び関係団体並びに市民の役割を」に修正していただきたい。</p> <p>※理由 責務の表現が強いのと、役割と責務が同じことを意味していることから。</p>	<p>○市、事業者及び関係団体は、ふるさと産業を振興するための一定の責任があると考え「責務」としています。</p>
第2条 基本理念		
第3条 定義	<p>○「農林水産物、温泉、工業製品、技術、自然、歴史、文化」に「サービス」を追加していただきたい。</p> <p>※理由 第3項の（3）に「市内で提供されるサービス」となっていることから。</p>	<p>○ここでは、最終的にもものあるいはサービスという形で提供されることとなる地域資源の種類を上げています。</p>
第4条 基本的施策	<p>○第10号の「市の施策への協力」を、「社会貢献」または「市の地域振興施策への協力」に変更していただきたい。</p>	<p>○「社会貢献」は、10号の条文中に「地域社会への貢献」を位置づけております。また「市の地域振興施策への協力」は、条文中の「市の施策への協力」に含まれております。</p>
第5条 市の責務	<p>○（市の責務）を「市の役割」としていただきたい。</p> <p>※理由 責務の表現が強いのと、役割と責務が同じことを意味していることから。</p>	<p>○市は、役割より市の責務において施策を講ずるという意味合いが強いことから、「責務」としています。</p>
第6条 事業者及び関係団体の責務	<p>○（事業者及び関係団体の責務）を「事業者及び関係団体の役割」としていただきたい。</p> <p>※理由 責務の表現が強いのと、役割と責務が同じことを意味していることから。</p>	<p>○事業者及び関係団体は、役割より事業者及び関係団体の責務において施策に協力するという意味合いが強いことから、「責務」としています。</p>
第7条 市民の役割		
第8条 広報活動		
第9条 財政上の措置		
その他		